

吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正の骨子案
に対する意見募集について

案 件 名	吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正の骨子案	
政策等の案の題名	吹田市立図書館の管理運営に関する規則	
政策等の案の趣旨と概要	吹田市立図書館は、中央図書館と7つの地域図書館・2分室を設置し、図書館運営を行っています。図書館から遠い地域へは自動車文庫が巡回して図書館サービスを行ってまいりましたが、令和2年11月の健都ライブラリー開館により、市内の図書館網の整備が完了することから、吹田市立図書館の管理運営規則の一部改正を行い、自動車文庫の廃止を定めるものです。	
意見募集案と関連資料	意見募集案	<u>吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正の骨子案</u>
	関連資料	<u>吹田市立図書館の管理運営に関する規則（現行）</u>
	上記の案と資料は、次の場所で配布しています。 1. 吹田市内各市立図書館及び分室、中央図書館臨時窓口 2. 吹田市役所 低層棟2階 市民自治推進室（219番窓口）横 パブリックコメント専用ラック 3. 千里出張所、山田出張所、千里丘出張所	
意見提出者	1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人 2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 3. 上記のほか、本案件が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体	
意見提出期間	令和2年(2020年)10月23日（金曜日）～令和2年(2020年)11月24日（火曜日） 必着	
意見提出方法と提出先	郵 送	〒564-0002 吹田市岸部中1-15-1 吹田市立中央図書館臨時事務所
	ファックス	06-6339-7144 吹田市立中央図書館臨時事務所
	電子メール	pub@lib.suita.osaka.jp 吹田市立千里山・佐井寺図書館 パブコメ担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	直接提出	吹田市立中央図書館臨時窓口、同千里図書館、同さんくす図書館、同江坂図書館、同千里山・佐井寺図書館、同千里丘図書館、同千里図書館北千里分室、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館、同山田駅前図書館山田分室 受付は、10月29日（木）を除く毎日。午前10時から午後6時まで。 * 北千里分室以外は、木・金のみ午後8時まで。 * 中央図書館臨時窓口は、10月25日（日）、29日（木）、11月1日（日）、3日（火・祝）、8日（日）、11月15日（日）、21日（土）、22日（日）、23日（月・祝）が休室です。
	意見書の様式は自由です。必要に応じて、次の様式をご活用ください。 1. <u>意見提出用紙（WORD）</u> 2. <u>意見提出用紙（PDF）</u>	
注 意 事 項	1. ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。 2. 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者（具体的な利害関係もお書きください）」のいずれかを必ず明記してください。 3. ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 4. お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。 5. 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。 6. お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和3年(2021年)4月下旬頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。	
問い合わせ先	吹田市立千里山・佐井寺図書館 パブコメ担当 電話：06-6192-0516	